

新型コロナウイルス感染症経過報告書の提出について (令和5年6月)

新型コロナウイルス感染症は、特に発症後5日間に他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要です。お子さまの健康を守ると共に、施設における感染拡大防止のため、他の人に感染させる恐れのある期間は登所できません。

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分に療養し、回復してから登所するようにしてください。お子様が回復し、登所する際には、『保育所における感染症ガイドライン(2018年改訂版)』で示している登園のめやすである「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)」を<新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表>を参考に保育所と確認して、保護者の方が下記の【新型コロナウイルス感染症経過報告書】を記入し、保育所へ提出してください。

<新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表>

- * 新型コロナウイルス感染症の「症状」とは、「熱」「咳」「のどの痛み」「頭痛」「倦怠感」「下痢」「腹痛」「嘔気・嘔吐」「鼻汁」「味覚異常」「嗅覚異常」などがあります。
- * 発症日を0日とし、翌日から発症後1日目と数えます。
- * 症状が軽快した翌日から、軽快後1日目と数えます。
- * 登所後、症状の改善がない場合は、再度受診勧奨をさせて頂く場合があります。

発症日を0日とする		発症日0日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
日付を入れてみましょう		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
例1	無症状の感染者	検体採取	採取後1日目	採取後2日目	採取後3日目	採取後4日目	採取後5日目	登所可能	
	検体採取後6日目から登所可能		出席停止期間						
例2	発症後1日目に軽快した場合	発症(発熱等)	軽快(解熱等)	軽快後1日目	あと3日休み			登所可能	
	発症後6日目から登所可能	出席停止期間							
例3	発症後2日目に軽快した場合	発症(発熱等)	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目	あと2日休み		登所可能	
	発症後6日目から登所可能	出席停止期間							
例4	発症後3日目に軽快した場合	発症(発熱等)	症状あり	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目	あと1日休み	登所可能	
	発症後6日目から登所可能	出席停止期間							
例5	発症後4日目に軽快した場合	発症(発熱等)	症状あり	症状あり	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目	登所可能	
	発症後6日目から登所可能	出席停止期間							
例6	発症後5日目に軽快した場合	発症(発熱等)	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目	登所可能
	発症後7日目から登所可能	出席停止期間							

----- 切り取り -----

【新型コロナウイルス感染症経過報告書】(保護者記入)

組 氏名 _____

新型コロナウイルス感染症との診断を受け療養中のところ、下記のとおり医師の指示のもと、出席停止期間を満たし、回復したことを報告します。

よって _____ 月 _____ 日より登所します。

1. 発症した日 _____ 月 _____ 日

(※無症状感染者は、検体採取日 _____ 月 _____ 日)

2. 症状が軽快した日 _____ 月 _____ 日

3. 登所可能日(発症後5日経過かつ症状軽快後1日経過)(※無症状感染者は、検体採取日を0日目として5日経過)

_____ 月 _____ 日

4. 受診医療機関名 _____ (受診日 _____ 月 _____ 日)

記載日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者署名 _____